

## 地区計画

名称	位置	決定年月日	面積 (ha)	地区の概要	地区施設	建築物に関する事項
平松本町第1地区	平松本町	H元. 8. 15	約 27.5	JR宇都宮駅より東南約3 kmに位置し、土地区画整理事業により基盤整備が行われた地区である。	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地面積の最低限度</li> <li>・壁面の位置</li> <li>・かき又はさくの制限</li> <li>・意匠</li> </ul>
豊郷台地区	豊郷台2丁目 豊郷台3丁目	H 2. 9. 11 (変更 5. 6. 25) (変更 7. 12. 26) (変更 12. 10. 10)	約 75.0	中心市街地から北方約4 kmに位置し、民間開発により、戸建て住宅を主体とした健全な住宅地の形成を図る地区である。	道路公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途</li> <li>・敷地面積の最低限度</li> <li>・高さの最高限度</li> <li>・壁面の位置</li> <li>・かき又はさくの制限</li> <li>・形態・意匠</li> </ul>
河内町グリーンタウン地区	立伏町	H6. 4. 12	約 78.9	静かで落ち着いたある良好な住環境を形成する区域。今ある樹林地の緑を守る区域。住宅地と調和を図りながら、日常生活や日用品の提供のための店舗やサービス施設の立地を認める区域を定めた地区である。	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途</li> <li>・敷地面積の最低限度</li> <li>・壁面の位置</li> <li>・高さの最高限度</li> <li>・形態、意匠</li> <li>・かき又はさくの制限</li> <li>・現存する樹林地、草地等で良好な住環境の確保に必要なものの保全</li> </ul>
城西ニュータウン	田野町 田下町 大谷町	H7. 8. 4	約 21.3	中心市街地から北西約7.5 kmに位置し、民間開発により、戸建て住宅を主体とした健全な住宅地の形成を図る地区である。	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途</li> <li>・容積率</li> <li>・建ぺい率</li> <li>・敷地面積の最低限度</li> <li>・高さの最高限度</li> <li>・壁面の位置</li> <li>・かき又はさくの制限</li> <li>・形態・意匠</li> </ul>
河内町奈坪ニュータウン地区	中岡本町	H9. 5. 15	約 25.6	ゆとりと潤いのある低層低密度な住宅地を創出するため、建築物の用途の混在化や敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止し、安全で快適な住宅地としてふさわしい市街地の形成を図る地区である。	道路公園等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途</li> <li>・建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度</li> <li>・建築物の敷地面積に対する割合の最高限度</li> <li>・敷地面積の最低限度</li> <li>・高さの最高限度</li> <li>・壁面の位置</li> <li>・形態、意匠</li> <li>・かき又はさくの制限</li> </ul>
石井町陽東ニュータウン地区	石井町	H 9. 5. 15	約 6.0	市街地東南部の交通利便性の高い地区に、民間企業により道路・公園等の公共施設が整備された良好な住環境を有する住宅地である。	道路公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途</li> <li>・敷地面積の最低限度</li> <li>・高さの最高限度</li> <li>・壁面の位置</li> <li>・形態・意匠</li> </ul>
篠井ニュータウン	下小池町	H 9. 10. 28	約 11.9	中心市街地から北西約15 kmに位置し、市土地開発公社の開発により、市街化調整区域の環境とも調和のとれた良好な住環境を有する住宅地の形成を目指す地区である。	道路公園地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途</li> <li>・容積率</li> <li>・建ぺい率</li> <li>・敷地面積の最低限度</li> <li>・壁面の位置</li> <li>・高さの最高限度</li> <li>・形態・意匠</li> <li>・かき又はさくの制限</li> </ul>

名 称	位 置	決定年月日	面積 (ha)	地 区 の 概 要	地区施設	建築物に関する事項
ウッド・ユータウン みやのもり	西川田町 西川田本町 3丁目 幕田町	H12. 7. 13	約 7. 1	中心市街地から南西約 6 kmに位置し、民間開発により、恵まれた公共施設と交通利便性を活かしながら、快適で良好な住居環境を有する緑豊かな住宅地の形成を目指す地区である。	—	・用途 ・容積率 ・建ぺい率 ・敷地面積の最低限度 ・壁面の位置 ・高さの最高限度 ・形態・意匠 ・かき又はさくの制限
宝木新里 ニュータウン	宝木本町 新里町	H12. 7. 13	約 12. 8	中心市街地から北西約 7 kmに位置し、民間開発により、恵まれた交通利便性と教育環境を活かし、周辺の市街化調整区域の環境とも調和のとれた良好な居住環境を有する住宅地の形成を目指す地区である。	—	・用途 ・容積率 ・建ぺい率 ・敷地面積の最低限度 ・壁面の位置 ・高さの最高限度 ・形態・意匠 ・かき又はさくの制限
イーストヒルズ <sup>®</sup> 宇都宮	鑑山町 上籠谷町	H12. 10. 10	約 9. 3	中心市街地から東方約 8. 5 kmに位置し、民間開発により、豊かな自然環境や立地条件を活かしながら、公共施設等を整備し、市街化調整区域の環境とも調和のとれた良好な居住環境を有する住宅地の形成を目指す地区である。	—	・用途 ・容積率 ・建ぺい率 ・敷地面積の最低限度 ・壁面の位置 ・高さの最高限度 ・形態・意匠 ・かき又はさくの制限
ふれあい タウン岩曾	岩曾町	H12. 10. 10	約 5. 6	JR 宇都宮駅より北側約 3 kmに位置し、栃木県住宅供給公社の宅地造成事業により、建築物等の用途の混在や敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止し、快適な環境の形成を目指す地区である。	—	・用途 ・敷地面積の最低限度 ・壁面の位置 ・高さの最高限度 ・形態・意匠 ・かき又はさくの制限
ワワ-ニュータウン 三向宝木	宝木本町 新里町	H13. 8. 1	約 5. 2	中心市街地から北西約 7 kmに位置し、民間開発により、恵まれた交通利便性と教育環境を活かし、周辺の市街化調整区域の自然環境とも調和のとれた良好な居住環境を有する住宅地の形成を目指す地区である。	—	・用途 ・容積率 ・建ぺい率 ・敷地面積の最低限度 ・壁面の位置 ・高さの最高限度 ・形態・意匠 ・かき又はさくの制限
グロ-イング <sup>®</sup> タウン 西川田	西川田南 2丁目	H13. 11. 1	約 4. 0	市街地南西部の交通利便性の高い地区に、民間開発により道路・公園等の公共施設が整備された良好な居住環境を有する住宅地である。	—	・用途 ・敷地面積の最低限度 ・壁面の位置 ・高さの最高限度 ・形態・意匠 ・かき又はさくの制限
宇都宮 インターパーク	東谷町 中島町 砂田町 平塚町 屋板町 上横田町 西刑部町	H14. 4. 1 (変更15. 7. 1) (変更18. 3. 10)	約 118. 0	広域交通網の結節点に位置し、土地区画整理事業により、生産活動や物流業務を支援する機能の集積及び強化を図り、周辺環境と調和した新市街地の形成を図る地区である。	—	・用途 ・敷地面積の最低限度 ・壁面の位置 ・形態・意匠 ・かき又はさくの制限
宇都宮 リサーチセンター	野高谷町 刈沼町 板戸町 道場宿町 満美穴町	H14. 11. 1 (変更19. 12. 7)	約 178. 0	中心市街地から東方約 9kmの鬼怒川左岸に位置し、都市基盤整備公団の土地区画整理事業により、産・学・住・遊の各機能が有機的に結びつき調和のとれた地域の整備を目指し、中核的な拠点の形成を図る地区である。	—	・用途 ・敷地面積の最低限度 ・壁面の位置 ・形態・意匠

名 称	位 置	決定年月日	面積 (ha)	地 区 の 概 要	地区施設	建築物に関する事項
陽東桜が丘	陽東6丁目	H15. 1. 10	約 9.6	J R宇都宮駅より東方約2.8kmに位置し、民間開発により、恵まれた交通利便性と教育環境を活かし、快適で良好な居住環境を有する緑豊かな住宅地の形成を目指す地区である。	—	・用途 ・敷地面積の最低限度 ・壁面の位置 ・高さの最高限度 ・形態・意匠 ・かき又はさくの制限
二荒山神社前	馬場通り 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 宮 町	H16. 1. 15 (変更18.3.10)	約 1.2	宇都宮発祥の地である二荒山神社前に位置し、市街地再開発事業により、都市機能の更新、拠点となる広場の整備、魅力ある都市景観の形成を目指し、中心市街地の活性化を図るための拠点地区として周辺地区と一体となった施設の整備を行う地区である。	その他の 公共空地	・用途 ・工作物設置の制限 ・形態・意匠
陽東ベルモール 地区	陽東6丁目	H16. 7. 16	約 13.0	J R宇都宮駅より東方約2.8kmに位置し、民間開発により、商業・文化・居住機能などの集積を図り、地域に望まれる質の高い生活拠点の形成と魅力ある街並み景観の形成を目指す地区である。	その他の 公共空地	・用途 ・壁面の位置 ・工作物設置の制限 ・形態・意匠
宇都宮駅東口 地区	川向町 東宿郷1丁目 2丁目 宿郷1丁目 元今泉1丁目	H18. 11. 14 (変更20.8.19)	約 9.0	J R宇都宮駅の東側に位置し、県都の玄関口として、また東部地域に広がるテクノポリス等の高度技術産業ゾーンの玄関口となる立地特性を活かし、本市のまちづくりをリードする新たな都市拠点づくりを目指す地区である。	広場	・建築物等の用途の制限 ・壁面の位置の制限 ・工作物の設置の制限 ・建築物等の形態又は意匠の制限 ・垣又は柵の構造の制限
みずほの緑の郷	桑島町 下桑島町 西刑部町地 内	H20. 10. 14 (変更22.10.22)	約 29.6	中心市街地から南東約5.5キロメートルに位置する民間開発によって整備された住宅団地である。地区内及び周辺には、文教・商業・交通の恵まれた地域である。このような恵まれた交通利便性、教育環境及び生活利便性を生かし、周辺の市街化調整区域の自然環境とも調和のとれた良好な居住環境を有する住宅地の形成を目指す地区である。	—	・建築物等の用途の制限 ・容積率の最高限度 ・建ぺい率の最高限度 ・敷地面積の最低限度 ・壁面等の位置の制限 ・高さの限度 ・形態又は意匠の制限 ・かき又はさくの構造の制限
中里原地区	中里町地内	H21. 11. 17	約 19.0	中心市街地から北約13キロメートルに位置し、土地区画整理事業により良好な住環境と魅力ある宅地の供給を目的とし整備された、文教・商業・交通の恵まれた地域である。このような恵まれた交通利便性、教育環境及び生活利便性を生かし、周辺の自然環境とも調和のとれた良好な居住環境を有する住宅地の形成を目指す地区である。	—	・建築物等の用途の制限 ・敷地面積の最低限度 ・壁面等の位置の制限 ・高さの限度 ・形態又は意匠の制限 ・かき又はさくの構造の制限
合計	21地区	667.6ha				